

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和5年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、給付金を支給する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の101項により個人番号を利用することは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律((令和3年法律第38号)、以下、「公金受取口座登録法」という。)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、公金受取口座登録法第10条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務と定められている。</p> <p>また、本給付金は、公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)6号により、公金受取口座登録法第10条の規定における特定公的給付に指定されている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 次の各号に掲げる者を令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の積極支給対象者として選定するために必要な事務 <対象者></p> <p>(1)令和4年4月分児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分の市民税均等割額が非課税の者</p> <p>(2)令和4年5月分から令和5年3月分までのいずれかの月の分で児童手当又は特別児童扶養手当において、新規申請か増額申請で認定を受けた者で、令和4年度分の市民税均等割額が非課税の者 <取扱事務></p> <p>①支給要件の確認に必要な税情報の照会</p> <p>2 次の各号に掲げる者を令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の申請による支給対象者として選定するために必要な事務 <対象者></p> <p>(1)子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っておらず、児童手当又は特別児童扶養手当を受給している者で新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当となった者</p> <p>(2)平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間に生まれた児童のみを養育している市民税均等割額が非課税又は新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当となった者 <取扱事務></p> <p>①申請書に係る事実についての審査のために必要な税情報の照会</p>
③システムの名称	手当システム(児童) 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名) 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 別表第一告示(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供を行わない。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「公金受取口座登録法第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」のうち、第2欄(事務)に「公金受取口座登録法による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 別表第二告示(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)表の4の項</p>
--	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課給付金担当課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所